

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 経済部農業水産課

番号 34

許認可等の内容		甲種漁港施設の使用の許可
根拠法令及び条項		茅ヶ崎漁港管理条例第9条第1項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎漁港管理条例等施行規則第14条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>1 次の1号から4号の全てに該当する場合。</p> <p>(1) 当該漁港に関する維持運営計画、漁港整備計画、漁港施設等活用事業の推進に関する計画、その他漁港施設若しくは海岸保全施設の整備事業計画等に影響を及ぼすおそれがないこと</p> <p>(2) 漁港区域内の生活環境を著しく悪化させるおそれがないこと</p> <p>(3) 事故防止について十分な配慮がなされていること</p> <p>(4) 当該使用が次の各号に該当するものであること</p> <p>ア 永久又は半永久工作物（公共施設であるものを除く。）を新たに建設することを目的とするものではない。</p> <p>イ 当該使用の目的からみて使用の面積及び期間が適正であると認められる。</p> <p>2 市長が特別の必要があると認めたとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成13年4月 1日設定（令和6年4月1日最終変更）
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日（休日は含まない）
標準処理期間	設定等年月日	平成13年4月 1日設定（平成30年10月 1日最終変更）

(裏)

審 査 基 準	基 準	
------------------	-----	--